

十一日までの間に行われたときは当該不動産の価格の六分の一に相当する額」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第三十項中「中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項に規定する認定中心市街地又は」を削り、「都市再生緊急整備地域若しくは」を「都市再生緊急整備地域又は」に、「第七項、第十二項、第十三項、第十八項、第二十四項又は第二十五項」を「第四項、第八項、第九項、第十一項、第十五項又は第十六項」に、「平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第三十一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第三十二項を削り、同条第三十三項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十四項を同条第三十三項とする。

付則第八条の四第五項中「平成二十一年四月一日」を「我が国における産業活動の革新を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十九号）の施行の日」に、「第三条の二の二十七」を「第三条の二の二十一」に、「同表第三号」を「同表第二号及び第五号」に改め、同項の表第一号中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、同表第二号を削り、同表第三号中「第十条第二項」を「第八条第二項」に、「第九条第一項」を「第七条第一項」に、「第十条第一項」を「第八条第一項」に改め、同項を同表第二号とし、同表第四号を削り、同表第五号中「第十四条第二項」を「第十条第二項」に、「第十三条第一項」を「第九条第一項」に、「第十四条第一項」を「第十条第一項」に改め、同項を同表第三号とし、同号の次に次のように加える。

<p>四 特別措置法第十二条第一項に規定する認定資源生産性革新計画</p>	<p>特別措置法第十二条第一項の規定による認定（特別措置法第十二条第一項の規定による変更の認定を含む。）</p>	<p>特別措置法第十二条第一項に規定する認定資源生産性革新事業者</p>
<p>五 特別措置法第三十九条の三第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画</p>	<p>特別措置法第三十九条の三第一項の規定による認定（特別措置法第三十九条の三第一項の規定による変更の認定を含む。）</p>	<p>特別措置法第三十九条の三第一項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者</p>

付則第八条の五第三項及び第八条の六中「付則第八条第二項若しくは第二十二項」を「付則第八条第一項若しくは第十三項」に改める。

付則第八条の七を削る。

付則第九条の二の二の見出しを「（自動車取得税の非課税）」に改め、同条第一項中「第六項」を「法附則第十二条の二の三第四項」に、「第七項各号」を「同条第五項各号」に、「第八項」を「同条第六項」に、「第九項各号」を「同条第七項各号」に、「第十項第三号」を「同条第八項第三号イ」に、「以下この条」を「次条及び付則第九条の二の五」に改め、同条第二項から第十三項までを削る。

付則第九条の二の五中「平成三十年三月三十一日までに第四十六条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第四十七条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第四十六条第六項の規定に該当するに至つた場合における」を削り、「かかわらず」の下に、「当分の間」を加え、同条を付則第九条の二の八とし、同条の次に次の一条を加える。

（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止）

第九条の二の九 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第八十九条第一項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第四十六条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第四十七条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第四十六条第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第八十九条第二項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第四十六条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第四十七条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第四十六条第六項の規定に該当するに至つ

た場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

付則第九条の二の四第一項中「法附則第十二条の二の四第一項」を「法附則第十二条の二の七第一項」に改め、同条を付則第九条の二の七とする。

付則第九条の二の三を付則第九条の二の六とし、付則第九条の二の二の次に次の三條を加える。

(自動車取得税の税率の特例)

第九条の二の三 自家用の自動車(第三十五条第一項の自動車をいう。以下この条から付則第九条の二の五までにおいて同じ。)で軽自動車(道路運送車両法第三条の軽自動車をいう。)以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、第三十八条の規定にかかわらず、当分の間、百分の五とする。

2 法附則第十二条の二の三第八項第一号、第二号若しくは第三号に掲げる軽油自動車又は付則第九条の二の五第一項に規定する第一種省エネルギー自動車(初めて新規登録等を受けるものの取得(前条の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。))に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第三十八条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に四分の一を乗じて得た率とする。

3 法附則第十二条の二の三第三項各号に掲げる自動車(初めて新規登録等を受けるものの取得(前条又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。))に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第三十八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に二分の一を乗じて得た率とする。

4 電気自動車(電気を動力源とする自動車(施行規則附則第四条の五第四項に規定するものをいう。))で初めて新規登録等を受けるもの以外の電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第三十八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百

分の二・七を控除した率とする。

5 法附則第十二条の二の三第五項各号に掲げる天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車(施行規則附則第四条の五第五項に規定するものをいう。))以下この項において同じ。))で初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第三十八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

6 充電機能付電力併用自動車(次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第四条の五第十項に規定するものをいう。))で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得(前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。))に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第三十八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・四を控除した率とする。

7 法附則第十二条の二の三第七項各号に掲げる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車(併せて電気その他の施行規則附則第四条の五第十一項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第四条の五第十二項に規定するものをいう。))以下この項において同じ。))で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車の取得(前二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。))に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第三十八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一・六(当該電力併用自動車(バス又はトラックである場合にあつては、百分の二・七)を控除した率とする。

8 法附則第十二条の二の三第八項各号に掲げる軽油自動車(初めて新規登録等を受け

るもの以外の軽油自動車の取得（前三項又は付則第九条の二の五第一項若しくは第二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十二年八月三十一日（法附則第十二条の二の三第八項第二号に掲げる自動車にあつては、平成二十三年八月三十一日）までに行われたときに限り、第三十八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、法附則第十二条の二の三第八項第一号又は第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一を、同項第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二（当該取得が平成二十二年十月一日から平成二十三年八月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の一）を、同項第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の〇・五をそれぞれ控除した率とする。

（自動車取得税の免税点の特例）

第九条の二の四 自動車の取得が平成三十年三月三十一日までに行われた場合における第三十九条の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

（自動車取得税の課税標準の特例）

第九条の二の五 法附則第十二条の二の五第一項各号に掲げる自動車（以下この項において「第一種省エネルギー自動車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車の取得（付則第九条の二の三第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第三十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

2 法附則第十二条の二の五第二項各号に掲げる自動車（以下この項において「第二種省エネルギー自動車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネルギー自動車の取得（付則第九条の二の三第四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第三十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

3 前二項の規定は、第四十二条第一項又は第二項の規定により提出される申告書又は

修正申告書に、当該自動車の取得につき前二項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第四条の六第六項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

付則第九条の三第一項中「第三項」及び「同項」を「第二項及び第三項」に改め、「（次項において「電気自動車等」という。）」を削り、同項第一号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同条第二項の表以外の部分を次のように改める。

次に掲げる自動車に対する第五十条第一項（第三号イ③及びロ③）の規定を除く。（及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十三年年度の自動車税に限り、当該自動車平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十四年度の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとし、同条第一項第三号イ③及びロ③に規定されている自動車のうち、三輪小型自動車に属するものについては、読み替え後の三輪小型自動車の税率を、その他のものについては、読み替え後のトラックの最大積載量に應ずる税率を適用するものとし、同条第三項に規定されている自動車については、単室容積（一つの作動室の容積をいう。）にローター数を乗じて得た数値に一・五を乗じて得た数値を総排気量とみなして、読み替え後の同条第一項第一号並びに第三号イ①及びロ①並びに第二項の規定を適用するものとする。

一 電気自動車

二 次に掲げる天然ガス自動車

イ 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この号及び次項において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）

（）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

ロ 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

三 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。）

四 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（次項及び第四項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

付則第九条の三第三項第二号イ中「道路運送車両法第四十条第三号に規定する」、「（以下この号において「車両総重量」という。）」及び「同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「」を削り、「」と「」に適合し）」を「に適合し」に改め、同号ロ中「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年

十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「」及び「」という。）を削り、同条第四項中「百分の百十」を「百分の百十五」に、「（第二項）を」（前項）に、「平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、「当該自動車」が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十年年度分の自動車税に限り」を削り、同条第五項を削る。

付則第十二条の二第二項中「同項の」を「県民税に関する」に改め、同条第三項中「第九条の六第一項」を「第九条の七第一項」に改める。

付則第十七条第一項中「第二十条第五項」を「第二十条第六項」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十二年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（個人の県民税に関する経過措置）

第二条 施行日前に所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）第十八条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「旧租税特別措置法」という。）第九条の六第一項に規定する公開買付けに依つて行う同項に規定する上場株式等の株式の譲渡をした所得割の納税義務者の当該株式の譲渡による所得については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第九条の六第一項に規定する個人である所得割の納税義務者が、施行日から平成二十二年十二月三十一日までの間に、同項に規定する公開買付けに依つて行う同項に規定する上場会社等の株式を譲渡した場合における当該株式の譲渡による所得については、この条例による改正前の福岡県税条例（以下「旧条例」という。）（付則第十二条の二第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「租税特別措置法第九条の六第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第五十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第九条の六第一項」とする。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 この条例による改正後の福岡県条例(以下「新条例」という。)の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第四条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第五条 新条例付則第九条の二の七の規定は、施行日以後に新条例第四十六条第一項及び第二項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課すべき軽油引取税について適用し、施行日前に旧条例第四十六条第一項及び第二項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第六条 新条例付則第九条の三の規定は、平成二十二年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十一年度分までの自動車税については、なお従前の例による。